



不法投棄（糞尿や生活ごみなど）は犯罪です 不法投棄は絶対に許しません！

◆不法投棄とは

廃棄物（糞尿や生活ごみなど）を捨てることを不法投棄といいます。自分の土地に捨てたり、穴を掘って埋めたりすることも不法投棄にあたります。

◆周囲の目が抑止につながります

家庭ごみのポイ捨ても含め、「不法投棄は許さない監視の目」が不法投棄の抑止につながります。

不法投棄をしている場面に出くわした場合は、注意するなど声をかけると危険な目に合うことがありますのでご注意ください。そういった場面に出くわした場合は、可能であれば携帯電話などで写真などを撮影してください。

◆不法投棄がもたらす問題

- ・ 自然環境や地域の景観を損ないます。
- ・ 将来にわたって、地下水汚染や悪臭などの環境問題を発生させるおそれがあります。
- ・ 現状回復には、多大な費用がかかります。

不法投棄については、廃棄物処理法により罰則が規定されています。

5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、またはこの併科（第25条第1項第14,15号）。

法人の場合は3億円以下の罰金（法人重科 第32条第1号）となります。

不法投棄に関しては、妙高市役所環境生活課や各支所、もしくは警察や保健所（環境センター）にご相談ください。

お問い合わせ先

妙高市役所環境生活課環境衛生係

電話番号：0255-74-0031

メールアドレス：kankyoseikatuka@city.myoko.niigata.jp